

令和 4 年

インフルエンザ予防接種

定期的に通院されている方、特定健診、がん検診がまだお済でない方は、同時に行うことができます。ご予約をお願い致します。

インターネットでのご予約もご利用下さい。



◆ インフルエンザ予防接種のみの方の予約時間

	午 前	午 後	夜 間（10才以上）
月	08：45	12：15	18：15
火	08：45		
水	08：45	12：15	18：15
木	08：45	12：15 13：45～14：00	18：15（3才以上可）
金	08：45		
土	08：45	12：15	
日		13：45 10/2、9、16、30、11/6、13、27、12/4、12/18（集団100名）	

日曜、祝日 10/23（日）10/10（月）・11/23（水） 12：15～（20人枠）

料 金

注：3才未満の方の予防接種は行っていないせん。

☆65 歳以上の千葉市民の方・公費

◆自己負担 1,800円

- ① 生活保護受給者の方は無料になります。
生活保護受給証明書を（区役所で発行）
ご持参ください。
- ② 市民税非課税世帯の方は無料になります。
令和4年度介護保険料決定通知書のコピー
をご持参ください。介護保険料の保険料
段階が1～3の方は負担金が免除となり
ます。 →裏面をご覧ください
当日、一緒にお持ちください。
- ③ 60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸機能、
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身
体障害1級相当の障害のある方は公費扱い
となります。

* 友の会割引はございません。

☆65 歳未満の方、千葉市民以外の方

- ① 13歳以上の方は1回接種です。
◆1回 3,500円（税込）
- ② 13歳未満の方は2回接種です。
（2回目は2～4週間あけて行います）
◆2回目 3,000円（税込）

※ 1回目を他院で接種した方の、当院での
2回目は、3,500円（税込）となります。

* 友の会割引 1回目 3000円
2回目 2500円

友の会の会員証を一緒にご提示下さい。
当日ご入会も出来ます。



介護保険料決定通知書のイメージ

介護保険料算定の基礎（市民税課税状況に基づき保険料は算定されます。）

被保険者氏名	
被保険者番号	

算定
根拠

あなたの市民税課税状況	
世帯の市民税課税状況	
あなたの課税年金収入額	
あなたの合計所得金額※	

※保険料段階の算定に用いる所得階層上の合計所得金額を記載しています（詳しくは裏面をご覧ください）。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定 基礎	保険料段階	年間保険料額(円) ①	月数②	保険料額(円) ①÷12×②

【賦課根拠】

介護保険料法第129条及び千葉県介護保険条例

【賦課期日】

4月1日（第130条）

【月額賦課について】

年度途中に資格取得(65歳到達・転入)した方や資格喪失(転出・死亡)した方の保険料は、資格を取得した月から、当該年度末(3月)、または資格を喪失した月の前月までの月数に応じて計算します。(千葉県介護保険条例第5条)

計算式

保険料額 = 保険料段階別
年間保険料額 ÷ 12か月 × 資格を取得した月から
当該年度末(3月)、
または資格を喪失した
月の前月までの月数

※65歳到達で資格取得する場合は、誕生日が1日の方は誕生日の
前月が資格を取得した月となります。

※千葉県に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、
合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3
段階になることがあります。なお、確定後に保険料段階に変更が
生じる場合は、変更通知書でお知らせします。

令和 4 年度のもので
1～3の方が対象です

または、

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証イメージ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限
交付年月日

被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
発 効 期 日	
適 用 区 分	
長 期 入 院 該 当 年 月 日	保険 者 印
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	東京都後期高齢者医療広域連合

発効期日が有効なもの